

東京裁判の傍聴においでください。

ミナマタ裁判勝利  
へいっそうがんば  
ろう！

## 東京支援連・サポーターニュース

第17号 2017年9月29日発行

◆連絡先◆ノーモア・ミナマタ東京支援連絡会（担当）土田尚義  
〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3 10F  
TEL 03(3352)3663 / FAX 03(3352)9476

ミナマタ裁判サポーターの会代表 生熊茂実

サポーターの会代表を務めております生熊です。私は、この度JMITU（金属製造情報通信労働組合）中央執行委員長および全労連副議長を退任いたしました。役員は退任しましたが、「引退」ではありません。まだ必要とされていることがありますので、そういう仕事は続けていきます。ミナマタ裁判もすすんでいます。楽に勝てるような事件ではありません。社会の世論や政治の影響を大きく受けるのが「公害裁判」だと思います。大企業優先の政治が大手を振ってまかりとおっている現状では、国民の支持をかちとるとりくみが、きわめて重要だと思います。横暴な政権でも国民世論が一番怖いのです。「過労死・過労自死」事件が大きな社会問題になっています、国民のいのちと健康、安心できる生活をまもる政治こそ必要です。

ときあたかも、衆議院解散・総選挙がおこなわれます。一人ひとりの要求を大事にして、いのちと健康、そして安全安心のくらしの実現に向けて、力を合わせましょう。私は、これからもミナマタ裁判勝利に向けて、いっそう力を尽くします。

# 10月20日後半戦スタート 裁判所前集会 14:00集合 東京地裁103号大法廷

## 次回以降の日程

1月17日（水）

15:00～

3月28日（水）

15:00～



# 多くの傍聴支援参加ありがとうございました！

## ●第14回弁論期日（傍聴席は略満員）

### 1) 国・チッソ「水俣病の被害者を全面否定」

昨年12月に裁判長が異動したことを受けての「原告側からの意見陳述」に続き、今回は、国・熊本県とチッソによる意見陳述が行われました。

#### \* 環境省・佐々木孝治特殊疾病対策室長

「原告には発症閾値を超えるほどのメチル水銀の摂取は認められない」、「原告らが主張する四肢末梢優位の感覚障害または全身性の感覚障害という単一症候のみでは、典型的な所見ではない」、「共通診断書の診断方法が医学的に適切とはいえない」等「従来の認定基準(注)に固執」、最高裁の判決を否定して、あたかも「原告は偽患者」のごとき陳述を行いました。

#### \* 山崎諭司国・熊本県指定代理人(訟務検事)は

「八代海産の魚介類を毎日1kgずつ食べても水俣病を発症しない」、「当時水俣湾および周辺海域の魚介類の危険性が広く周知されていたのだから、原告らが該当地域の魚介類を食べることは通常困難」など、原告の生活実態を全否定しました。

#### \* チッソ代理人は、

「原告らの訴えそのものが不適切で、時効・除斥によって権利は消滅している」と主張、決められた時間を大幅に超えたため、裁判長から厳しく注意を受けました。



## ●裁判所前集会 ●報告集会

裁判所前集会では、弁護団事務局長斎藤園生弁護士が、国側が行う意見陳述について発言。傍聴抽選に約100人が並びましたが若干の空席がありました。

報告集会では、和泉弁護士が国・県、チッソの意見と原告らがこれまで行ってきた反論を整理して報告しました。

支援者からは「危険性が周知されていたから魚介類を食べていなかったなどというのは歴史の塗り替えだ。」、「一症状で水俣病被害者と国が認めた特措法は何だったのか」など次々発言がありました。

進行協議から戻った尾崎俊之弁護団長から、次回の裁判期日(10/20)までに、9月15日「今後の主張立証計画について進行協議を行う」。今後、緊迫した進行となる見通しとの報告がありました。



(注)①メチル水銀を摂取しても体内の蓄積量が一定のレベルを超えないと発症しないという理論。メチル水銀による、多様・多面的な病状を否定する。

②水俣病の典型病像は「複数の典型的な症状の組合せ」が必要とする、最高裁判決で否定された認定基準にしがみ付き「被害の実態を否定」する主張。



# 2017年九州現地調査の報告

水俣～有明海～川辺川を結ぶ「2017年九州現地調査」(団長 尾崎俊之弁護士 事務局長 大島文雄)が8月26日～28日に実施され21名が参加した。

1日目は、水俣現地で現地の調査団と合流し、「もう一度、原点に立つ」をテーマに、バス4台に分乗し、

発生:百間口(有機水銀を垂れ流した排水口)

被害:茂道・坪谷(重症患者多発の部落)

拡大:八幡排水プール(汚染水を不知火海に直接放流し、被害を全域に拡大させた)

を実感し、加えて創業時のチツソ工場跡なども今回始めた調査した。

今回の水俣現地調査で初めて、「慰霊式」を行ってから現地調査を行った(詳細は次項)。

2日目午前は、決起集会に参加した。すべての被害者救済を図る最後の戦いであること、2019年3月の勝利判決を目指すことを確認した。

さらにフクシマと連帯して、公害問題に取り組んでいくことも誓った。

2日目午後～3日目には、有明海の諫早干拓事業による漁業被害の実態、「ムダなダムはいらない!」との運動で中止させた川辺川ダム建設の予定地やダム建設が進んでいけば湖底に沈んでいた五木村を調査した。



## 建設アスベスト訴訟神奈川判決行動

10月24日(火) 横浜地裁判決  
13:45～横浜地裁前集会  
15:00～判決  
18:30～判決報告集会  
リークア横浜 3F

10月27日(金) 東京高裁判決  
13:45～東京高裁前集会  
15:00～判決  
18:00～判決報告集会  
衆議院第一議員会館

**国に早期解決を迫る  
官邸前・厚労省前大集会**  
11月7日(火)  
11:00～13:00  
厚労省前・官邸前同時開催



判決後「国の責任を否定」などの幕を掲げる弁護団 千葉地裁前

## 原発事故賠償訴訟 千葉地裁で判決

**国を免罪 津波予見できたけど責任なしの判決に、  
大きな怒りが広がる**

9月22日国と東電に損害賠償を求めた訴訟で千葉地裁による判決は、東電には原告42人に総額約3億7600万円の賠償を命じたものの、国への訴えは棄却しました。判決では「ふるさと喪失」慰謝料について初めて認めるなど前進面もあります。しかし、国に対しては、少なくとも2006年までには津波による浸水の危険性を国は予知できたとしながらも、国が東電に電源喪失を回避する措置を取らせても事故を回避できなかった可能性があるとして国の責任を免罪しました。

# 現地調査で初の水俣病被害者慰霊式

## 慰霊式に関する歴史と課題

## ～慰霊式後の発言を再現～

水俣病被害者の会 中山 祐二

11年前の水俣病公式確認50年の平成18年、事業の一環として、この慰霊碑は建立されました。そして毎年慰霊式典がこの場所で、水俣病公式確認の日、5月1日午後に行われています。

ただ、水俣市が慰霊式を始めたのは、平成4年からです。それまでは、市民の水俣病に対する思いの違いが大きく、慰霊式はできませんでした。

しかし、水俣病第三次訴訟での和解協議の進展やヘドロ処理工事の終了などをふまえ、様々な人たちが努力を重ね、慰霊式の実現にこぎつけました。

平成6年の慰霊式では、当時の水俣市長吉井正澄さんが、水俣市が「犠牲者に対し、十分な対策をとりえなかったことを誠に申し訳なく思います」と謝罪し、「今日の日を市民みんなが心を寄せ合うもやい直しの始まりの日といたします」と宣言しました。



慰霊の碑には、県知事に認定された398名の患者の方々の名前が刻まれた銅板がおさめられています。大変残念なことです。裁判の原告だった方、先の特措法で救済された方は、慰霊の対象になっていません。

平成4年に慰霊式が始まって以来の課題ですが、慰霊の対象が広がっていません。(注)

患者と患者の間、市民同士、市民と患者間の溝はいまだに深く、慰霊式を主催する実行委員会でこの相違を埋めるために真剣な議論がつづいているところです。

私たちは、慰霊は個人の内心にかかわることであり、認定、未認定にかかわらず、また裁判原告の方、制度開始前に亡くなった方々など、ご遺族が希望される場合は、慰霊の対象にと願っております。また、生まれ出ることができなかった命にも思いを馳せたいと思います。

(注) 認定患者団体の一部ですが、「これまで、差別や偏見にさらされた中で認定されたものであり、近年、別の基準で救済された患者とは一線を画し、認定患者以外は患者ではない」という立場をとっています。



### 10月10日(火) 原発事故「生業訴訟」判決

【福島行動】10:30～福島公会堂

12:00～市内デモ/福島地裁 15:30 報告集会

【東京行動】13:30～東電本社前行動

### 10月11日(水) 第2次新横田基地訴訟判決

8:45～立川地方裁判所立川支部

10:30～判決言渡し

判決後 報告集会・記者会見